

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要				
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ
		ニ	リスク・アセット	所要自己資本
		当期末	前期末	当期末
1	信用リスク			
2		うち、標準的手法適用分		
3		うち、基礎的内部格付手法適用分		
4		うち、スロッティング・クライテリア適用分		
5		うち、先進的内部格付手法適用分		
		うち、重要な出資のエクスポージャー		
		うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー		
		その他		
6	カウンターパーティ信用リスク			
7		うち、SA-CCR適用分		
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分		
		うち、中央清算機関連エクスポージャー		
9		その他		
10	CVAリスク			
		うち、SA-CVA適用分		
		うち、完全なBA-CVA適用分		
		うち、限定的なBA-CVA適用分		
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー			
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア			

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要				
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ
		ニ	リスク・アセット	所要自己資本
		当期末	前期末	当期末
1	信用リスク			
2		うち、標準的手法適用分		
3		うち、内部格付手法適用分		
		うち、重要な出資のエクスポージャー		
		うち、リース取引における見積残存価額の エクspoージャー		
		その他		
4		カウンターパーティ信用リスク		
5		うち、SA-CCR適用分		
6	カウンターパーティ信用リスク	うち、期待エクspoージャー方式適用分		
		うち、CVAリスク		
		うち、中央清算機関連エクspoージャー		
		その他		
7		マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspo ージャー		
8	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspo ージャー	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）		
9		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンデート方式）		
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式250%）		

	セットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）			
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）			
15	未決済取引			
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー			
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分			
18	うち、外部格付準拠方式適用分又は内部評価方式適用分			
19	うち、標準的手法準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
20	マーケット・リスク			
21	うち、標準的方式適用分			
22	うち、内部モデル方式適用分			
	うち、簡易的方式適用分			
23	勘定間の振替分			
24	オペレーションナル・リスク			
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			
26	フロア調整			
27	合計			

(注)

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）			
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）			
11	未決済取引			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクspoージャー			
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、外部格付準拠方式適用分			
15	うち、標準的手法準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
16	マーケット・リスク			
17	うち、標準的方式適用分			
18	うち、内部モデル方式適用分			
19	オペレーションナル・リスク			
20	うち、基礎的手法適用分			
21	うち、粗利益配分手法適用分			
22	うち、先進的計測手法適用分			
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			
	経過措置によりリスク・セットの額に算入されるものの額			
24	フロア調整			
25	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔削る。〕

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番 3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第●●号。以下「令和四年金融庁告示第●●号」という。）附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用し算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合には、内部格付手法を適用し算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23 及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクspoージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合にあっては、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十五条に規定するスロッティング・クライテリアを利用し算出する第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用し算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用を採用した場合には、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- k～m [略]
- n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

- f 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g～i [同左]

- j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十八面の開示を行う場合、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔削る。〕

q 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

〔削る。〕

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額

〔加える。〕

k 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。第十四面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクspoージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

〔加える。〕

	(ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。	
u	項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十八面の開示を行う場合、同面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。	[加える。]
v	「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三及び第十五面の四の開示を行う場合、第十五面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第十五面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
w	「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合、第十五面の二の項番3「合計」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
x	「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合、第十五面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。	[加える。]
y	項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により、令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。	[加える。]
g	項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクspoージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。	[加える。]

削る。】

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

分」の項に含めることとする。

l 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番16「用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十八面の開示を行う場合、同面の項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項

wl 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

xl 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yl 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zl 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspo

イ欄の合計額と一致する。

ll 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp～vv [略]

削る。]

ww 項番26「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る

一ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh～nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る

所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価格のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、その他」のイ欄の額、項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十八面の開示を行う場合、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項口欄及びハ欄の額と一致する。

yy・zz [略]

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和五年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクspoージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における指定閑数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及び

[(第二面)・(第三面) 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 1:資産の信用の質

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクspoージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 略]

(第五面)

(単位：百万円)

CR 2:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

ニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

[(第二面)・(第三面) 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 1:資産の信用の質

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクspoージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクspoージャーをいう。）に該当するエクspoージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクspoージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CR 2:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポート（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポートを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 3:信用リスク削減手法

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスボ

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポート（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポートを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合には、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポートをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 3:信用リスク削減手法

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスボ

ージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR 4:標準的手法—信用リスク・エクspoージャーと信用リスク削減手法の効果		
項目番号	資産クラス	〔略〕
1a	日本国政府及び日本銀行向け	
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1c	国際決済銀行等向け	
2a	我が国の地方公共団体向け	
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2c	地方公共団体金融機関向け	
2d	我が国の政府関係機関向け	
2e	地方三公社向け	
3	国際開発銀行向け	
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
5	カバード・ボンド向け	

ージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクspoージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクspoージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクspoージャーを指すものとする。

[f~m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR 4:標準的手法—信用リスク・エクspoージャーと信用リスク削減手法の効果		
項目番号	資産クラス	〔同左〕
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機関向け	
9	我が国の政府関係機関向け	
10	地方三公社向け	
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
12	法人等向け	

6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け	
7a	劣後債及びその他資本性証券等	
7b	株式等	
8	中堅中小企業等向け及び個人向け	
9	不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け うち、賃貸用不動産向け うち、事業用不動産関連 うち、その他不動産関連 うち、ADC向け	
10a	延滞等（自己居住用不動産向けエクスポージャーを除く。）	
10b	自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	
11a	現金	
11b	取立未済手形 信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引

13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等（重要な出資を除く。）
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引

に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。) を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額 (CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。) を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d~f 略]

g 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクスポージャー (令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。) を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること (項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[削る。]

h 項番1a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

i 項番1b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

j 項番1c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番2a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー (特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。) に係る額を記載すること。

l 項番2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門 (当該国による公共部門の定義によるものとする。) 向けエクspoージャー (特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。) に係る額を記載すること。

[削る。]

に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。) を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額 (CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額) を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d~f 同左]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること (項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1 「現金」の項には、現金 (外国通貨及び金を含む。) に係る額を記載すること。

i 項番2 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

j 項番3 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番4 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

l 項番5 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー (特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。) に係る額を記載すること。

m 項番6 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門 (当該国による公共部門の定義によるものとする。) 向けエクspoージャー (特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。) に係る額を記載すること。

n 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行 (国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資

- m 項番2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- n 項番2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- o 項番2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- p 項番3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- q 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポートジャヤー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクスポートジャヤーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者等向けエクスポートジャヤーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポートジャヤー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクスポートジャヤーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤー及び保険会社向けエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- s 項番5 「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- 〔削る。〕
- 保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- o 項番8 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- p 項番9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- q 項番10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。
- 〔加える。〕
- 〔加える。〕
- 〔加える。〕
- 〔加える。〕
- r 項番11 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポートジャヤーに係る額を記載すること。

- t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十二条第四項に規定するものをいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- u 項番6「法人等向け　うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- v 項番7a「劣後債及びその他資本性証券」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十二条の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。
- w 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項又は第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- y 「中堅中小企業等向け及び個人向け　うち、トランザクター向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十四条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の

s 項番12「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

二第一項に規定するその他不動産関連エクスボージャーをいう。以下この面において同じ。) 及びADC向けエクスボージャー(連結自己資本規制比率告示第三十七条の三第一項に規定するADC向けエクスボージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番9「不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け」の項には、自己居住用不動産向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

cc 項番9「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスボージャーに係る額を記載すること。

dd 項番9「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスボージャーに係る額を記載すること。

ee 項番9「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

ff 項番10a「延滞等 (自己居住用不動産向けエクスボージャーを除く。)」の項には、延滞エクスボージャー(連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等(連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。)向けエクスボージャー及び個人向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン(連結自己資本規制比率告示第三十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。

v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスボージャー、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番16「三月以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)」の項には、三月以上延滞エクスボージャー(連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスボージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスボージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他

gg 項番10b「自己居住用不動産向けエクスボージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産向けエクスボージャーのうち延滞エクスボージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

〔削る。〕

ll 項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp 〔略〕

〔面を削る。〕

(第八面)

〔別紙2〕

(第八面の二)

〔別紙3〕

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法一ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスボージャー

〔略〕

(注)

の項に重複して計上しないこと。

x 項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスボージャーのうち三月以上延滞エクスボージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

〔加える。〕

y 項番18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により100ペーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスボージャーに係る額を記載すること。

cc 項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の項番22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg 〔同左〕

(第八面)

〔別紙1〕

〔面を加える。〕

〔面を加える。〕

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法一ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスボージャー

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートージャー、(2)金融機関等向けエクスポートージャー、(3)事業法人向けエクスポートージャー（中堅中小企業向けエクスポートージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポートージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポートージャー（令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により、令和四年金融庁告示第●●号による改正前の自己資本告示第百四十三条第一項第一号に規定するPD/LGD方式が適用されるエクスポートージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー、(10)居住用不動産向けエクスポートージャー及び(11)その他リテール向けエクスポートージャーを含むものとする。（1）から（3）までのポートフォリオ区分及び（4）から（11）までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項目欄の額、項目4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項目欄及び項目5「信用リスク うち、先進的格付手法適用分」の項目欄の額の合計額と一致する。

[s～w 略]

（第十面）

（単位：百万円）

CR 7:内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・ア

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートージャー、(2)金融機関等向けエクスポートージャー、(3)事業法人向けエクスポートージャー（中堅中小企業向けエクスポートージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポートージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポートージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポートージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー、(10)居住用不動産向けエクスポートージャー及び(11)その他リテール向けエクスポートージャーを含むものとする。（1）から（3）までのポートフォリオ区分及び（4）から（11）までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項目欄の額と一致する。

[s～w 同左]

（第十面）

（単位：百万円）

CR 7:内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・ア

セットの額に与える影響			
項目番号	ポートフォリオ	イ クレジット・デリバティブ勘査前の信用リスク・アセットの額	[略]
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項目番1から項目番8、項目番12及び項目番13までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B））別に計数を記載すること。

[c~h 略]

(第十一面) [略]

(第十二面)

(単位：%、件)

CR 9:内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスティング

[略]

(注)

セットの額に与える影響			
項目番号	ポートフォリオ	イ クレジット・デリバティブ勘査前の信用リスク・アセットの額	[同左]
[同左]			
<u>12</u>	株式—F I R B		
<u>13</u>	株式—A I R B		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項目番1から項目番8まで及び項目番12から項目番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B））別に計数を記載すること。

[c~h 同左]

(第十一面) [同左]

(第十二面)

(単位：%、件)

CR 9:内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスティング

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー (令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により、令和四年金融庁告示第●●号による改正前の自己資本告示第百四十三条第一項第一号に規定するPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。)、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び¹⁰その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から¹⁰までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 略]

削る。】

〔面を削る。〕

（第十三面）

〔別紙5〕

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR 1: 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクspoージャー、(2)金融機関等向けエクspoージャー、(3)事業法人向けエクspoージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクspoージャー (PD/LGD方式が適用されるエクspoージャーに限る。)、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー、(9)居住用不動産向けエクspoージャー及び¹⁰その他リテール向けエクspoージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から¹⁰までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 同左]

§ この面におけるヘ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第十三面）

〔別紙4〕

〔面を加える。〕

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR 1: 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャー額

<p>[略]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>a [略]</p> <p>削る。】</p> <p>b～d [略]</p> <p>e 項番5「エクspoージャー変動推計モデル」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条の規定により算出した額を記載すること。</p> <p>f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。</p> <p>g 本欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第四項（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。</p> <p>h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>i・j [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>a [同左]</p> <p>b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第十条第一項の規定によりカレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクspoージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクspoージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第一号に掲げる額及び同条第二項に規定する額を、ロ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号に掲げる額及び同条第三項に規定する額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。</p> <p>c～e [同左]</p> <p>f 項番5「エクspoージャー変動推計モデル」の項には、連結自己資本規制比率告示第八十五条の規定により算出した額を記載すること。</p> <p>g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。</p> <p>h 本欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百三十四条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約（レボ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第六項（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。</p> <p>i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>j・k [同左]</p>
---	--

<p>(第十五面) [略] (第十六面) (単位: 百万円)</p>
CCR 3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー
[略]
(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。
[a~k 略]
1 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、 <u>金融機関向けエクスポートージャー</u> （連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクスポートージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者等向けエクスポートージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクスポートージャーをいう。）に係る額を記載すること。
m [略]
n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、 <u>個人向けエクスポートージャー及び連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項の規定により75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等</u> （連結自己資本規制比率告示第三十二条第四項に規定するものをいう。）向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
[o・p 略]
<p>[(第十七面) ~ (第十九面) 略] (第二十面) (単位: 百万円)</p>
CCR 7:期待エクスポートージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャーのリスク・アセット変動表
[略]
(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

<p>(第十五面) [同左] (第十六面) (単位: 百万円)</p>
CCR 3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー
[同左]
(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。
[a~k 同左]
1 項番10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、 <u>金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号に掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポートージャー</u> に係る額を記載すること。
m [同左]
n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、 <u>75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等</u> （連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポートージャー及び個人向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
[o・p 同左]
<p>[(第十七面) ~ (第十九面) 同左] (第二十面) (単位: 百万円)</p>
CCR 7:期待エクスポートージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャーのリスク・アセット変動表
[同左]
(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[i・k 略]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR 8:中央清算機関向けエクスポート

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 略]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額並びに第十四面の項番6「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 略]

[(第二十二面)・(第二十三面) 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する所要自己資本
(自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)

項目番号	イ	合計	〔略〕
〔略〕			
	エクスポートの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポート		

[a～g 同左]

h 項番9「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[i・k 同左]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR 8:中央清算機関向けエクスポート

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 同左]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額、第十四面の項番6「合計」の項目欄の額並びに第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 同左]

[(第二十二面)・(第二十三面) 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポート及び関連する所要自己資本
(自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)

項目番号	イ	合計	〔同左〕
〔同左〕			
	エクスポートの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される		

	一		
7	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポート		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、内部格付手法準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項

	証券化エクスポート		
7	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポート		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、内部格付手法準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、外部格付準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項

番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

S E C 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクspoージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクspoージャーの額（算出方法別）		

番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

S E C 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクspoージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクspoージャーの額（算出方法別）		

6	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
7	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
[略]			
信用リスク・アセットの額（算出方法別）			
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
所要自己資本の額（算出方法別）			
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

6	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
7	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
[同左]			
信用リスク・アセットの額（算出方法別）			
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
所要自己資本の額（算出方法別）			
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- j [略]
- k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- [n~p 略]
- [(第二十六面) ~ (第三十六面) 略]
(第三十七面)
(第三十八面)
- [別紙6]
- [別紙7]
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- j [同左]
- k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- [n~p 同左]
- [(第二十六面) ~ (第三十六面) 同左]
[面を加える。]
- [面を加える。]

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
1	信用リスク				
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、基礎的内部格付手法適用分			
4		うち、スロッティング・クライテリア適用分			
5		うち、先進的内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー			
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7		うち、SA-CCR適用分			
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分			
		うち、中央清算機関連エクスポージャー			
9		その他			
10	CVAリスク				
		うち、SA-CVA適用分			
		うち、完全なBA-CVA適用分			
		うち、限定的なBA-CVA適用分			
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
1	信用リスク	信用リスク			
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクspoージャー			
		その他			
4		カウンターパーティ信用リスク			
5		うち、SA-CCR適用分			
6		うち、期待エクspoージャー方式適用分			
		うち、CVAリスク			
		うち、中央清算機関連エクspoージャー			
7		その他			
8		マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツののみなし計算（レック・スル一方式）	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツののみなし計算（レック・スル一方式）			
9		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツののみなし計算（マンデート方式）			
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセツののみなし計算（マンデート方式）			

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）						セットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）						未決済取引			
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）						信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
15	未決済取引						うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー						うち、外部格付準拠方式適用分			
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分						うち、標準的手法準拠方式適用分			
18	うち、外部格付準拠方式適用分又は内部評価方式適用分						うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
19	うち、標準的手法準拠方式適用分						マーケット・リスク			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分						うち、標準的方式適用分			
20	マーケット・リスク						うち、内部モデル方式適用分			
21	うち、標準的方式適用分						オペレーションナル・リスク			
22	うち、内部モデル方式適用分						うち、基礎的手法適用分			
	うち、簡易的方式適用分						うち、粗利益配分手法適用分			
23	勘定間の振替分						うち、先進的計測手法適用分			
24	オペレーションナル・リスク						特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー						経過措置によりリスク・セットの額に算入されるものの額			
26	フロア調整						24	フロア調整		
27	合計						25	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔削る。〕

a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスボージャー（令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスボージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。

d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用し算出する、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合にあっては、内部格付手法を適用し算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合にあっては、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する

f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十五条に規定するスロッティング・クライテリアを利用し算出する第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用し算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合には、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当中間期を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m [略]

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面及び第十六面の開示

[加える。]

f 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g～i [同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面、第十一面及び第十

を行う場合、第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔削る。〕

q 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

〔削る。〕

六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項目欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

k 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。第十面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポート方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポート方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポート方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合、同面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 項番10「CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

w 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の三及び第十一面の四の開示を行う場合、第十一面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第十一面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額と一致する。

x 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の二の開示を行う場合、第十一面の二の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

y 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により、令和四年金融庁告示第●●号告示による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD／LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれらに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

〔削る。〕

の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・ア

〔削る。〕

- z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項に

セットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD／LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクspoージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項に

は、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合、同面の項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞ

は、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を

れの面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

kk 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

ll 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

mm 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

nn 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

oo 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

pp~vv [略]

〔削る。〕

行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh~nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十九

ww 項番26「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価格のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、その他」のイ欄の額、項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額と一致する。

yy・zz [略]

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前半期末」が令和五年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

号) 附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における指定閑数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージ

<p style="text-align: right;">(第二面)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> CR 1:資産の信用の質 [略] </td></tr> </table> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～j 略]</p> <p>k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する<u>延滞エクspoージャー</u>（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクspoージャーを含む。）に該当するエクspoージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクspoージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。</p>	CR 1:資産の信用の質 [略]	<p>ヤー うち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中期期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。</p> <p style="text-align: right;">(第二面)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> CR 1:資産の信用の質 [同左] </td></tr> </table> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～j 同左]</p> <p>k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する<u>三月以上延滞エクspoージャー</u>（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクspoージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定期支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクspoージャーをいう。）に該当するエクspoージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクspoージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。</p>	CR 1:資産の信用の質 [同左]
CR 1:資産の信用の質 [略]			
CR 1:資産の信用の質 [同左]			

[1～p 略]

(第三面)

(単位：百万円)

CR 2:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポート（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポートを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 3:信用リスク削減手法

[略]

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

[1～p 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

CR 2:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポート（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポートを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合には、元金又は利息の支払が、約定期日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポートをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 3:信用リスク削減手法

[同左]

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

なし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスボージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスボージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージャーを指すものとする。

[f～m 略]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR 4:標準的手法-信用リスク・エクスボージャーと信用リスク削減手法の効果		
項目番号	資産クラス	〔略〕
1a	日本国政府及び日本銀行向け	
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1c	国際決済銀行等向け	
2a	我が国の地方公共団体向け	
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2c	地方公共団体金融機関向け	
2d	我が国の政府関係機関向け	
2e	地方三公社向け	

なし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスボージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスボージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスボージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージャーを指すものとする。

[f～m 同左]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR 4:標準的手法-信用リスク・エクスボージャーと信用リスク削減手法の効果		
項目番号	資産クラス	〔同左〕
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機関向け	

3	国際開発銀行向け
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
5	カバード・ボンド向け
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け
7a	劣後債及びその他資本性証券等
7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け
9	不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け うち、賃貸用不動産向け うち、事業用不動産関連 うち、その他不動産関連 うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産向けエクスポートナーを除く。）
10b	自己居住用不動産向けエクスポートナーに係る延滞
11a	現金
11b	取立未済手形 信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
12	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

9	我が国の政府関係機関向け
10	地方三公社向け
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
12	法人等向け
13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等（重要な出資を除く。）
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

みなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d~f 略]

g 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクスポージャー（令和四年金融庁告示第●●号附第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

削る。]

h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の

みなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d~f 同左]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の

事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

- l 項番2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

[削る。]

- m 項番2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- n 項番2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

- o 項番2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

- p 項番3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- q 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

- r 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

- s 項番6 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

- t 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- u 項番8 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- v 項番9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

- w 項番10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十二条第四項に規定するものをいう。以下この面において同じ。）向けエクspoージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

u 項番6「法人等向け　うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

v 項番7a「劣後債及びその他資本性証券」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十二条の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャーに係る額を記載すること。

w 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。

x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項又は第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

y 「中堅中小企業等向け及び個人向け　うち、トランザクター向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十四条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率

[加える。]

r 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

s 項番12「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、貸貸用不動産向けエクスポージャー(連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する貸貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)、事業用不動産関連エクspoージャー(連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)、その他不動産関連エクspoージャー(連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)及びADC向けエクspoージャー(連結自己資本規制比率告示第三十七条の三第一項に規定するADC向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番9「不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け」の項には、自己居住用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

bb 項番9「不動産関連向け うち、貸貸用不動産向け」の項には、貸貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

cc 項番9「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

dd 項番9「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

ee 項番9「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等(連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。)向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン(連結自己資本規制比率告示第三十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。

v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクspoージャー、中小企業等向けエクspoージャー又は個人向けエクspoージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番10b「自己居住用不動産向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクspoージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクspoージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

〔削る。〕

ll 項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

oo この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

〔面を削る。〕

(第六面)

w 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクspoージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

x 項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクspoージャーのうち三月以上延滞エクspoージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

〔加える。〕

y 項番18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクspoージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクspoージャーに係る額を記載すること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクspoージャーに係る額を記載すること。

cc 項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の項番22「合計」の項レ欄の額と一致する。

dd 項番22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

ff この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

gg この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(第六面)

〔別紙8〕

〔面を加える。〕

[別紙9]

(第六面の二)

[別紙10]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6:内部格付手法一ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポート

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔略〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポート、(2)金融機関等向けエクスポート、(3)事業法人向けエクスポート（中堅中小企業向けエクスポート及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポート、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポート（令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に規定するPD/LGD方式が適用されるエクスポートに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポート、(10)居住用不動産向けエクスポート及び(11)その他リテール向けエクスポートを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分について、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

〔c～q 略〕

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向

〔面を加える。〕

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6:内部格付手法一ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポート

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔同左〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポート、(2)金融機関等向けエクスポート、(3)事業法人向けエクスポート（中堅中小企業向けエクスポート及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポート、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポート（PD/LGD方式が適用されるエクスポートに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポート、(10)居住用不動産向けエクスポート及び(11)その他リテール向けエクスポートを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

〔c～q 同左〕

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向

け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄及び項番5「信用リスク うち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s~w 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 7: 内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項番	ポートフォリオ	イ クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	〔略〕
〔略〕			
〔項を削る。〕			
〔項を削る。〕			
<u>12</u>	〔略〕		
<u>13</u>	〔略〕		
<u>14</u>	〔略〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔略〕

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで、項番12及び項番13までについて
は、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B）別に計数を記載す

け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

[s~w 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 7: 内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項番	ポートフォリオ	イ クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	〔同左〕
〔同左〕			
<u>12</u>	株式—F I R B		
<u>13</u>	株式—A I R B		
<u>14</u>	〔同左〕		
<u>15</u>	〔同左〕		
<u>16</u>	〔同左〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔同左〕

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までについて
は、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B）別に計数を記載す

ること。

[c～h 略]

〔面を削る。〕

すること。

[c～h 同左]

(第九面)

〔別紙12〕

(第九面)

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1: 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 〔略〕

〔削る。〕

b～e 〔略〕

f 项番6「合計」の項へ欄には、项番1から项番5までの项へ欄の合计额を記載すること。

g 本欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第四項（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

(第九面)

〔別紙11〕

〔面を加える。〕

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1: 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャー額

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 〔同左〕

b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第十条第一項の規定によりカレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクspoージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクspoージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第一号に掲げる額及び同条第二項に規定する額を、ロ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号に掲げる額及び同条第三項に規定する額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c～f 〔同左〕

g 项番6「合計」の项へ栏には、项番1から项番5までの项へ栏の合计额を记載すること。ただし、bにより项を追加した場合にあっては、当該项のへ栏の额を当該合计额に加算した额を记载すること。

h 本欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百三十四条第二項第一号に規定する法的に有効な相对ネットティング契約（レボ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第六項（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j [略]

(第十一面) [略]

(第十二面)

(単位：百万円)

CCR 3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～k 略]

1 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m [略]

n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項の規定により75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十二条第四項に規定するものをいう。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

[o・p 略]

[(第十三面)～(第十五面) 略]

(第十六面)

第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘査している場合には、勘査後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k [同左]

(第十一面) [同左]

(第十二面)

(単位：百万円)

CCR 3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～k 同左]

1 項番10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号に掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

m [同左]

n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

[(第十三面)～(第十五面) 同左]

(第十六面)

(単位：百万円)		(単位：百万円)
CCR 8:中央清算機関向けエクスポートージャー		CCR 8:中央清算機関向けエクスポートージャー
[略]		[同左]
(注)		(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。		この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。
[a~h 略]		[a~h 同左]
i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額並びに第十面の項番6「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。		i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額、第十面の項番6「合計」の項目欄の額並びに第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。
[j・k 略]		[j・k 同左]
〔(第十七面)・(第十八面) 略〕		〔(第十七面)・(第十八面) 同左〕
(第十九面)		(第十九面)
(単位：百万円)		(単位：百万円)
SEC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)		
項番		イ
		合計
[略]		[略]
エクスポートージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャー	
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャー	
[略]		[同左]
エクスポートージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャー	
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャー	
[同左]		[同左]

	信用リスク・アセットの額（算出方法別）	
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
[略]		
所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 略]

g 項番10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

	信用リスク・アセットの額（算出方法別）	
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
[同左]		
所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 同左]

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

(第二十面)

(単位：百万円)

S E C 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートジャヤ及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポートジャヤの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤ		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤ		

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

S E C 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートジャヤ及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポートジャヤの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される 証券化エクスポートジャヤ		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤ		

[略]		
信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
[略]		
所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[同左]		
信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
[同左]		
所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項番14「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項番15「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

j [略]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

[(第二十一面) ~ (第二十九面) 略]

(第三十面)

[別紙 13]

j [同左]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

[(第二十一面) ~ (第二十九面) 略]

[面を加える。]

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、基礎的内部格付手法適用分			
4		うち、スロッティング・クライテリア適用分			
5		うち、先進的内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー			
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7		うち、SA-CCR適用分			
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分			
		うち、中央清算機関連エクスポージャー			
9		その他			
10	CVAリスク				
		うち、SA-CVA適用分			
		うち、完全なBA-CVA適用分			
		うち、限定的なBA-CVA適用分			
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクspoージャー			
		その他			
4		カウンターパーティ信用リスク			
5	うち、SA-CCR適用分				
6		うち、期待エクspoージャー方式適用分			
		うち、CVAリスク			
		うち、中央清算機関連エクspoージャー			
7		その他			
8	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー				
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）			
9		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式適用分又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーションナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

	セットのみなし計算（蓋然性方式 250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）			
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）			
11	未決済取引			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー			
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、外部格付準拠方式適用分			
15	うち、標準的手法準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
16	マーケット・リスク			
17	うち、標準的方式適用分			
18	うち、内部モデル方式適用分			
19	オペレーションナル・リスク			
20	うち、基礎的手法適用分			
21	うち、粗利益配分手法適用分			
22	うち、先進的計測手法適用分			
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			
	経過措置によりリスク・セットの額に算入されるものの額			
24	フロア調整			
25	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番 3 「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5 「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和四年金融庁告示第●●号附則第十条第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12 「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用し算出する、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合にあっては、内部格付手法を適用し算出する、当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23 及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3 「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクspoージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面の開示を行う場合、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合にあっては、同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十五条に規定するスロッティング・クライテリアを利用し算出する第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第九面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第四号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用し算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合にあっては、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面の開示を行う場合、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期末に係る第六面の開示を行う場合、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m [略]

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別

f 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面及び第九面の開示を行う場合、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第四号第七面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額並びに別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第四号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g～i [同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別

紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、SA—CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔削る。〕

q 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

紙様式第二号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、別紙様式第二号第十五面又は別紙様式第四号第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

k 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA—CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号）附則第十条第一項の規定によりカレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクspoージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクspoージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

〔削る。〕

s 〔略〕

t 項番10「CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合、同面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の開示を行う場合又は別紙様式第六号第五面の開示を行う場合、第二号第十五面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第二号第十五面の四の項番2「当四半期末」の額、第四号第十一面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第四号第十一面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額並びに第六号第五面の項番2「当四半期末」の額と一致する。

w 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により、令和四年金融庁告示第●●号告示による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD／LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれらに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

〔削る。〕

o 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p 〔同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ

〔削る。〕

- ¶ 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ¶ 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ¶ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- aa 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項

記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクspoージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

『項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

『項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

『項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

『「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

『「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項に

には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 項番15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合、同面の項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額と一致する。

gg 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第

は、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第

二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項目欄の合計額と一致する。

hh 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

jj 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

kk 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

ll 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」

二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項目欄の合計額と一致する。

bb 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」

ト」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn～tt [略]

〔削る。〕

uu 項番26「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条又は第二十四条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

vv 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価格のエクspoージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、その他」のイ欄の額、項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スル方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ

の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh～nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかつたものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔加える。〕

欄の額と一致する。

ww・xx [略]

yy この面における口欄及びニ欄の「前四半期末」が令和五年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
〔削る。〕

qq・rr [同左]

ss この面における口欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項の口欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における指定閾値方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること(いずれも項番を付さないこと)。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十一年金融庁告示第七号)第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項の口欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によるものとする(なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない)。

(第二面) [同左]

(第三面)

(単位:百万円)

CCR 7:期待エクspoージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャーのリスク・アセット変動表

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

CCR 7:期待エクspoージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャーのリスク・アセット変動表

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ
信用リスク うち、期待エクスボージャー方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[i～k 略]

[(第四面)・(第五面) 略]

(第六面)

[別紙14]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ
信用リスク うち、期待エクスボージャー方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[i～k 同左]

[(第四面)・(第五面) 同左]

[面を加える。]

[別紙1]

(単位：百万円)

15	不動産取得等事業向け									
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）									
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞									
18	取立未済手形									
19	信用保証協会等による保証付									
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付									
21	出資等（重要な出資を除く。）									
22	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄からル欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポートージャーの額とすること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポートージャーの内容の説明及び当該エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

- e 項番3 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12 「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14 「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15 「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクspoージャー、中小企業等向けエクspoージャー又は個人向けエクspoージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上

するものは、他の項に重複して計上しないこと。

r 項番 16 「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17 「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21 「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22 「合計」の項ル欄の額は、第七面の項番 22 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

[別紙2]

(単位：百万円)

CR 5a:標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー								
項番	資産クラス リスク・ウェイト	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
1a	日本国政府及び日本銀行向け							
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1c	国際決済銀行等向け							
2a	我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
2c	地方公共団体金融機構向け							
2d	我が国の政府関係機関向け							
2e	地方三公社向け							
3	国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%

	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
5	カバード・ボンド	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他 合計
7a	劣後債及びその他資本性証券等	100%	150%	250%	400%					
7b	株式等									
8	中堅中小企業等向け及び個人向け	45%	75%	100%						合計
9a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計

		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
9b	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
9c		70%	90%	110%	150%				その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%						その他	合計
9d	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
		60%							その他	合計
	不動産関連向けうち、その他不動産関連									
9e		60%							その他	合計
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
		100%	150%						その他	合計
不動産関連向けうち、ADC向け										
		50%	100%	150%					その他	合計

10a	延滞等（自己居住用不動産向けエクスポートを除く。）					
10b	自己居住用不動産向けエクスポートに係る延滞					
<hr/>						
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポートの額を記載すること。

b 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条若しくは第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポート（令和四年金融庁告示第●●号附則第十条第二項又は第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポートを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポートに係る計数を記載すること（項については統合して開示

することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番 7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番 1a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- d 項番 1b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 1c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 2a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

- o 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー及び保険会社向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- p 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- q 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポートージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定するものをいう。以下この面において同じ。）向けエクスポートージャー及び特定貸付債権向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- r 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- s 項番7a「劣後債及びその他資本性証券等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十二条の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債券及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- t 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポートージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条各号に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- u 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポートージャー及び連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項又は第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- v 項番9a「不動産関連向けうち、自己居住用不動産向け」の項には、自己居住用不動産向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産向けエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向けうち、自己居住用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項に

規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 9b 「不動産関連向けうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けうち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

z 項番 9c 「不動産関連向けうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けうち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条第三項において読み替えて準用する第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

bb 項番 9d 「不動産関連向けうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 「不動産関連向けうち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

dd 項番 9e 「不動産関連向けうち、ADC 向け」の項には、ADC 向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の三第一項に規定するADC 向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ff 項番 10b 「自己居住用不動産向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと

- gg 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
 - hh 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 - ii 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 - jj 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 - kk この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- 11 この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

[別紙3]

(単位：百万円)

C R 5 b:標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポートージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポートージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポートージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポートージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポートージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用い

られている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

- b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条若しくは第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクspoージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番4「80%」の項には、80パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。

- l 項番6「105%—130%」の項には、105パーセント以上130パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番7「150%」の項には、150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第一項第一号に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- o 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第一項第二号に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番10「1250%」の項には、1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- r この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- s この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

[別紙4]

(単位：百万円、%)

C R 10: 内部格付手法-特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）と株式等エクスポート（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポートの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト					エクスポートの額（EAD）	信用リスク・アセットの額	期待損失
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			95%							
良 (Good)	2.5 年未満			95%							

	2.5 年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			
株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）							
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー							
カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト		エクspoージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	
簡易手法—上場株式			300%				
簡易手法—非上場株式			400%				
内部モデル手法							
合計			—				
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー							
連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項ただし書の定めるところにより 100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー			100%				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクspoージャー及び連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャーに限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクspoージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙5]

(単位：百万円、%)

C R 10:内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（E A D）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポ ージャー の額（E A D）				信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							

	2.5 年以上			95%			
良 (Good)	2.5 年未満			95%			
	2.5 年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。

以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

R E)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙6]

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛け目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーションル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク　うち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーションル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーションル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセットの額」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク　うち、重要な出資のエクspoージャー」のイ欄の額、同面の「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価格のエクspoージャー」のイ欄の額、同面の「信用リスク　うち、その他」のイ欄の額、同面の項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額、同面の項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スル方式）」の項イ欄の額、同面「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、同面「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、同面の項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、同面の項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び同面の項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

[別紙 7]

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛け目前）
1	ソブリン向けエクスポートジャー				
	うち、我が国的地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機関向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポートジャー				
3	株式等向けエクスポートジャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポートジャー（中堅中小企業向けエクスポートジャー及び特定貸付債				

	権を除く)			
	うち、基礎的内部格付手法適用分			
	うち、先進的内部格付手法適用分			
6	中堅中小企業向けエクスポートージャー			
	うち、基礎的内部格付手法適用分			
	うち、先進的内部格付手法適用分			
7	居住用不動産向けエクスポートージャー			
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー			
9	その他リテール向けエクスポートージャー			
10	特定貸付債権			
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け			
11	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四及び百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれかつ内部格付手法において認識されるCCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛けをいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ

信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛け目を勘案する前の額とすること。
- e 項番1「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクspoージャー」の項には、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクspoージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

1 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、その額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 8]

(単位：百万円)

15	不動産取得等事業向け									
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）									
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞									
18	取立未済手形									
19	信用保証協会等による保証付									
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付									
21	出資等（重要な出資を除く。）									
22	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄からル欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- e 項番3 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12 「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14 「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15 「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクspoージャー、中小企業等向けエクspoージャー又は個人向けエクspoージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上

するものは、他の項に重複して計上しないこと。

r 項番 16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポートージャーのうち三月以上延滞エクスポートージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポートージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

[別紙9]

(単位：百万円)

項番	資産クラス リスク・ウェイト	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
1a	日本国政府及び日本銀行向け							
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1c	国際決済銀行等向け							
<hr/>								
2a	我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
2c	地方公共団体金融機構向け							
2d	我が国の政府関係機関向け							
2e	地方三公社向け							
<hr/>								
3	国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他
<hr/>								
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%

	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
5	カバード・ボンド	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他 合計
7a	劣後債及びその他資本性証券等	100%	150%	250%	400%					
7b	株式等									
8	中堅中小企業等向け及び個人向け	45%	75%	100%						合計
9a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計

		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
9b	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
9c		70%	90%	110%	150%				その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%						その他	合計
9d	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
		60%							その他	合計
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
9e		60%							その他	合計
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
	不動産関連向け うち、ADC向け									
		100%	150%						その他	合計
		50%	100%	150%					その他	合計

10a	延滞等（自己居住用不動産向けエクスポートを除く。）					
10b	自己居住用不動産向けエクスポートに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポートの額を記載すること。

b 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条若しくは第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポート（令和四年金融庁告示第●●号附則第十条第二項又は第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポートを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポートに係る計数を記載すること（項については統合して開示

することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番 7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番 1a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- d 項番 1b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 1c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 2a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

- o 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー及び保険会社向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- p 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- q 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定するものをいう。以下この面において同じ。）向けエクスポートージャー及び特定貸付債権向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- r 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- s 項番7a「劣後債及びその他資本性証券等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十二条の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債券及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- t 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポートージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条各号に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- u 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポートージャー及び連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項又は第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- v 項番9a「不動産関連向けうち、自己居住用不動産向け」の項には、自己居住用不動産向けエクスポートージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産向けエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向けうち、自己居住用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項に

規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 9b 「不動産関連向けうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けうち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

z 項番 9c 「不動産関連向けうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けうち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条第三項において読み替えて準用する第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

bb 項番 9d 「不動産関連向けうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 「不動産関連向けうち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

dd 項番 9e 「不動産関連向けうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の三第一項に規定するADC向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ff 項番 10b 「自己居住用不動産向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと

- gg 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
 - hh 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 - ii 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 - jj 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 - kk この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- 11 この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

[別紙 10]

(単位：百万円)

C R 5 b:標準的手法-リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条若しくは第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクspoージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1 「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2 「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3 「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番4 「80%」の項には、80パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。

- k 項番5 「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番6 「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番7 「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第一項第一号に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- o 項番9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第一項第二号に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番10 「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番11 「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- r この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- s この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること

[別紙 11]

(単位：百万円、%)

C R 10:内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）と株式等エクspoージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクspoージャーの額（E A D）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良 (Good)	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				-							
合計				-							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクspoージャーの額（E A D）				信用リスク・アセットの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							

良 (Good)	2.5年未満			95%			
	2.5年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				-			
合計				-			

株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）

マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー

カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト		エクspoージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	
簡易手法—上場株式			300%				
簡易手法—非上場株式			400%				
内部モデル手法							
合計			-				

100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー

連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項ただし書の定めるところにより100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー			100%				
--	--	--	------	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクspoージャー及び連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項ただし書の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャーに限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクspoージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 12]

(単位：百万円、%)

C R 10:内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ	特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）										
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（E A D）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
		P F	O F		C F	I P R E	合計				
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポ ージャー の額（E A D）				信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							

	2.5 年以上			95%				
良 (Good)	2.5 年未満			95%				
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までは、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 13]

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛け目前）
1	ソブリン向けエクスポートジャー				
	うち、我が国的地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機関向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポートジャー				
3	株式等向けエクスポートジャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポートジャー（中堅中小企				

	業向けエクスポートジャヤー及び特定貸付債権を除く)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポートジャヤー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポートジャヤー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー				
9	その他リテール向けエクスポートジャヤー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四及び百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれかつ内部格付手法において認識されるCCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛け目を勘案する前の額とすること。
- e 項番1「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクspoージャー」の項には、令和四年金融庁告示第●●号附則第●条第二項の規定により令和四年金融庁告示第●●号による改正前の連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクspoージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセッ

トの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

- 1 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、その額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合、同面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 14]

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛け目）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーションル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポートジャー方式、エクスポートジャー変動額推計モデル及び内部評価方式をい

う。以下この面において同じ。) のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d 二欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロックティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーションナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーションナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセットの額」の項ロ欄、ハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクspoージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価格のエクspoージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、その他」のイ欄の額、同面の項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)」の項イ欄の額、同面の項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンデート方式)」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式 250%)」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式 400%)」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式 1250%)」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。